

仲裁法制の見直しに関する検討

検討状況

国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁法制の見直しについて検討中

令和2年10月、法制審議会(仲裁法制部会)にて調査審議開始

⇒ 令和3年3月、中間試案の取りまとめ

中間試案の概要

仲裁法の見直し

暫定保全措置に関する規律

我が国の仲裁法が準拠するUNCITRAL(国連国際商取引法委員会)国際商事仲裁モデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置の定義(類型)、発令要件、暫定保全措置の承認及び執行等について、改正モデル法に準拠した規律を整備

仲裁合意の書面性に関する規律

仲裁合意の書面性の要件を緩和した改正モデル法の規律に完全に準拠

仲裁関係事件手続に関する規律

裁判所で行われる仲裁関係事件手続(仲裁判断の取消し、執行決定の手続等)について、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認め、一定の場合に外国語資料の訳文添付の省略を認める

調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設

国際仲裁と共に国際調停を活性化する観点から、UNCITRALのシンガポール条約を参考に、裁判外で行われる調停による和解合意について、公序に反しないこと等、一定の要件の下、裁判所の決定により、執行力を付与し得る制度を構想

対象となる和解合意

(甲案) 国際的な事案における和解合意のみを対象とする

(乙案) 国際的な事案における和解合意に限定せず、国内の事案も対象とする

(乙1案) 国内の事案の全部を対象とする

(乙2案) 国内の事案については、一定の要件を満たす場合のみを対象とする

(例: 認証ADRにおける和解合意)

対象となる紛争類型

当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とする

ただし、シンガポール条約に倣い、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争は対象外

(もっとも、一定の範囲又は要件の下で対象に加えることについては、引き続き検討)

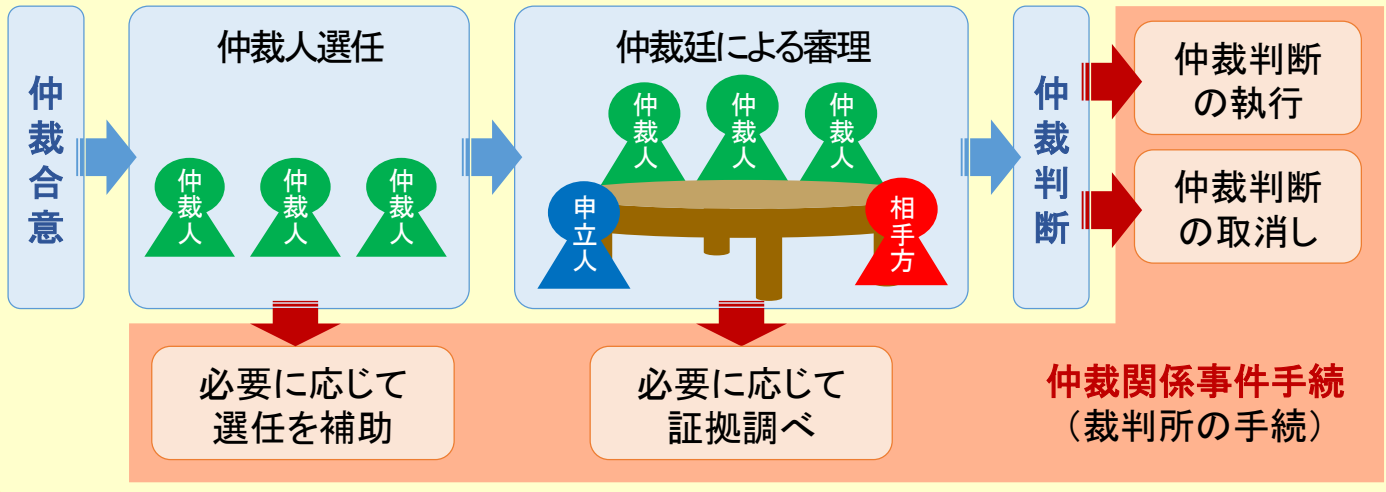
民事調停事件の管轄の見直し

裁判所で行われる民事調停手続について、知財調停のより一層の活用を図るため、知的財産の紛争に関し、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認める

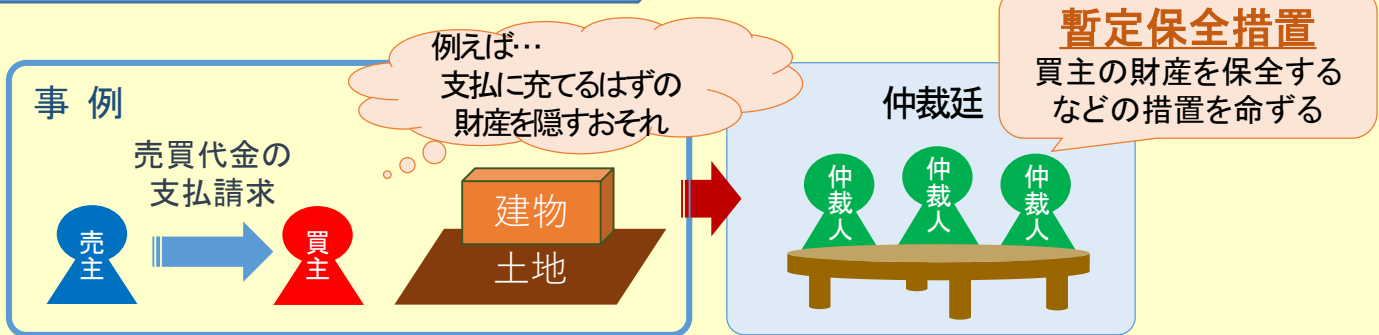
(専門的知見を要するその他の紛争の管轄等についても引き続き検討)

現行の仲裁法制の概観

仲裁手続の流れ

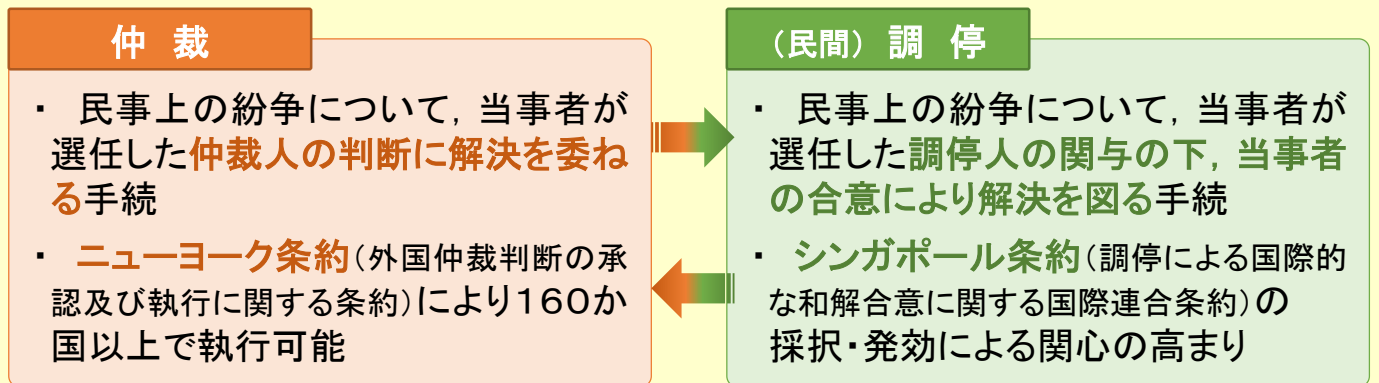


暫定保全措置のイメージと課題



- ・ 現行法上、どのような場合に、どのような内容の暫定保全措置をすることができるかについては明文の規定がなく、全て仲裁廷の判断に委ねられている
- ・ 暫定保全措置については、裁判所による強制的な実現の手続がない

仲裁と調停の比較



- ・ 近時、世界的に国際調停の利用が進み、手続的にも国際仲裁と国際調停の相互利用が図られており、相互の連携の重要性が指摘されている
- ・ 現行法上、(裁判外で行われる)調停による和解合意に基づく強制執行は不可(※)
※ 仲裁判断については、裁判所の執行決定を得ることにより強制執行が可能となる